

環^わの道^{みち}



第4号
2006.10

8月に実施した、「平成18年度環境教育リーダー研修基礎講座」での一コマ。
シラカバの枝にロープをかけ、ブランコを作りました。

CONTENTS

トピックス

- 天皇后両陛下が御来訪 2
- 知床半島エゾシカ保護管理計画の策定 3

特集

- 特定外来生物 4・5
- EPO北海道 6

エッセイ

- 自然公園利用 “リスクと向き合う” 7

レンジャーノート 8

- アクティブレンジャーが大活躍
- マリモからの教訓

新所長挨拶 9

事業紹介

- 「海」の国、日本の21世紀を一緒に作りませんか? 10

イベント情報 11

Q&A 11



北海道地方環境事務所

環境省

ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

天皇皇后両陛下が御来訪



▲ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

天皇皇后両陛下は、第16回国際顕微鏡学会議記念式典御臨席及び地方事情御視察のため、9月5日(火)から9日(土)までの5日間、北海道に行幸啓になられました。

両陛下の御来道は、2003年7月の有珠山噴火後の復興状況御視察以来で、即位後6回目となりますが、7日(木)には、ウトナイ湖野生鳥獣保護センターに御来訪されました。

御来訪当日は朝からあいにくの風雨ではありませんでしたが、前日、新宮がご誕生になられたこともあり、大勢の一般



▲雨の中施設入口で奉迎に応えられる両陛下

奉迎者がセンター玄関横で待ち受ける中、両陛下はにこやかに午前11時20分、御着になられました。浅野所長、苫小牧市長、苫小牧市議会議長がお出迎えし、浅野所長の先導で施設内に入られました。

浅野所長の説明により、最初に展示ホール中央の床にある国指定ウトナイ湖鳥獣保護区の空中写真を御覧になられ、ついでウトナイ湖の春から冬にかけての動植物の説明を熱心に聞かれました。



▲展示ホールで説明をお聞きになる両陛下

また、雨天のため館内でマガンやオナガガモ、コハクチョウなどの渡り鳥について説明を聞かれた後、リハビリケージに向かわれ、オジロワシ・オオコノハズクなどの傷ついた鳥獣の救護・リハビリについて説明をお聞きになられました。天皇陛下からオジロワシについて「いつ頃放せるのですか。」とご質問があり「11月頃になると思います。」とお答えしたところ「良かったですね。」と

のお言葉がありました。

レクチャールームでの御昼食後、雨も小降りになったことから、予定を変更し御休憩もそこそこに湖岸にある観察小屋に向かわれ、フィールドスコープでミミカイツブリや湖で羽を休めるオオハクチョウなどの水鳥を御覧になられました。

午後1時半過ぎには次の訪問地に向けてセンターを御発になられましたが、大勢の奉送者がお見送りする中、両陛下は手をお振りになられ笑顔で応えられていました。



▲奉送者の見送りに応えられる両陛下

心に触れ、深く感銘を受けました。

秋篠宮殿下の御来訪

天皇皇后両陛下の北海道行幸啓に先立ち、第40回全日本高等学校馬術大会への御臨席及び地方事情御視察のため、7月21日(金)から22日(土)までの2日間、秋篠宮殿下が北海道にお成りになられ、22日午後、センターに御来訪されました。

施設に入られた殿下は、浅野所長の案内により、展示ホールでウトナイ湖の概要や渡り鳥などの説明を開かれましたが、通常は渡ってくるのこないコブハクチョウのパネルを御覧になり「当地にも渡ってくるのですか」とご確認されるなど、鳥類に関するご造詣の深さに感じ入りました。



▲展示ホールで説明をお聞きになる殿下

その後、リハビリケージを御視察になり、休憩をとられた後、新千歳空港に向け御発になられました。

知床半島エゾシカ保護管理計画の策定

知床半島のエゾシカは、明治時代の大雪や乱獲の影響で一度は絶滅しましたが、1970年代に入ってから阿寒方面より移動してきた個体群により再び分布しました。その後個体数が増加し、例えば知床岬での越冬数カウントを見ると、1986年の53頭であったものが、1998年には592頭と急増し、それ以降は増減を繰り返しながらも高密度で推移しています。(写真1)

高密度のエゾシカによる採食圧により、冬季の樹皮食いによる特定樹種の激減や(写真2)、林床植生の現存量・多様性の減少、海岸性の希少種を含む在来植物の減少など、同地域の環境に様々な影響をもたらしており、エゾシカの高密度状態がさらに長期化する場合、希少植物種や個体群の絶滅、高山植生への影響、急傾斜地の土壌浸食等が懸念されています。



▲写真2：樹皮食いの様子

現在見られるエゾシカの高密度化と植生変化は、過去にも繰り返されて来た生態的過程の可能性もありますが、年輪解析等の調査から、知床岬での植生への影響は少なくとも過去100年間で最も激しいものであることが明らかにされ、現状を放置した場合にはエゾシカによる植生への不可逆的な悪影響が避けられない可能性があり、予防原則に基づき、さまざまな

保全措置を取る必要があります。

そこで、環境省では、知床半島に生息するエゾシカを科学的に保護管理する「知床半島エゾシカ保護管理計画」をとりまとめるため、平成16年度に知床世界自然遺産地域科学委員会エゾシカワーキンググループを立ち上げました。同保護管理計画は、北海道が

定める特定鳥獣保護管理計画「エゾシカ保護管理計画」の地域計画であり、平成18年度末の策定を目指してワーキンググループで検討を進めており、10月にはパブリックコメントを実施する予定です。

同保護管理計画では、エゾシカの密度調整により、植生回復を図る「密度操作実験」を実施予定であり、その実施にあたって必要となる植生モニタリング指標や、エゾシカの密度調整の

手法についての検討を進めています。また知床半島における広域的なエゾシカ採食圧による植生への影響等、ワーキンググループでの検討を踏まえた様々な調査が進められており、8月中旬には約10年ぶりに遠音別岳周辺(写真3)における植生の調査が実施されました。今後モニタリングを継続していくことで、エゾシカの採食圧による影響も含めた植生変化等の把握が期待されます。



▲写真1：知床岬に群れるエゾシカ



▲写真3：遠音別岳遠望

外来生物法

生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害を防止することを目的に制定され、2005年6月1日に施行されました。

正式名称を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、概ね明治元年以降に海外から導入された生物のうち、被害を及ぼすおそれのある侵略的外来生物を特定外来生物に指定し、それらの分布拡大、侵入定着による被害の防止のために飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡や、特定外来生物を放ち、植え、種子をまくこと等の行為が禁止され、違反した者には厳しい罰則が課せられます。

この特定外来生物は、施行時に第1次特定外来生物として37種類、今年の2月1日に第2次特定外来生物として43種類、そして9月1日にセイヨウオオマルハナバチ等の3種類が指定され、現在は合計83種類が規制の対象になっています。

また、屋外で繁殖している特定外来生物について、主務大臣が特定外来生物ごとに防除の区域や期間、内容を定めた公示に沿って防除が行われます。この防除は環境省直轄で行われるもの以外に、地域の特性に応じて適切な方法で防除を行うことができる地方公共団体や民間団体についても防除の確認や認定を行い、防除を実施していただいています。

以下に、北海道における主な特定外来生物に対する環境省の取組について概要をご紹介します。

■ アライグマ ■



▲箱ワナにより捕獲されたアライグマ



▲外来生物研修会の様子

アライグマは主に1980年頃にペットとして意図的に導入されましたが、成獣になると気が荒くなることなどから野外に遺棄されたものが定着しました。

このアライグマは捕食対象が幅広く、トウモロコシやメロン、スイカ、イチゴなどの農作物への食害が深刻となっているだけでなく、ニホンザリガニやエゾサンショウウオといった在来種の捕食が報告されています。このため、生態系と農作物に被害を及ぼすおそれがあることから第1次指定種に指定されました。

アライグマは、現在北海道において広域に分布しており、各地方公共団体やJA等により防除が実施されていますが、環境省では平成17年度から学識経験者や

地方公共団体と連携して、効率的な防除手法の確立のためにアライグマ防除モデル事業を野幌森林公園等で実施しています。モデル事業では様々な調査によるデータに基づき、得られた成果を効果的な防除マニュアルとして取りまとめることを目標としています。

また、知床においては、シマフクロウの繁殖に悪影響を及ぼすおそれがあることから、シマフクロウ保護のため、アライグマの侵入状況調査及び捕獲調査を実施しています。

さらに、北海道や市町村が主催する外来生物研修会やフォーラムに参加するなど、外来生物法や特定外来生物に関する普及啓発に積極的に取り組んでいます。

集来

来生物

ウチダザリガニ

▼捕獲されたウチダザリガニ



ウチダザリガニは1920年代より水産資源として導入されましたが、希少生物であるニホンザリガニとの生息地の競合や病原菌伝播の可能性、ミヤベイワナなどの小型在来種の卵を捕食するおそれなど、生態系へ悪影響を及ぼすおそれのあることから第2次指定種に指定されました。

このため、環境省では国立公園内で生息が確認されている洞爺湖、支笏湖、然別湖において、効率的な防除を実施・確立することを目的に捕獲による生息・分布状況調査を行い、個体の成長・繁殖状況や生息位置等の情報を収集しています。



▲ウチダザリガニの計測調査

この調査は各地域の自然保護官事務所が主体となって、地域住民やボランティアの方々等と共に実施しており、小中学生や観光客に地元の自然環境について知ってもらう普及啓発活動や環境教育の一環としても取り組みを行っています。

また、道東においては、釧路市が春採湖のヒブナの生息環境をウチダザリガニから守るため防除を実施しており、環境省でも、河川・湖沼から生きたままウチダザリガニを外に持ち出さないようカヌー利用者等に呼びかけを行い、普及啓発に努めています。



▲ウチダザリガニ普及啓発活動の様子

セイヨウオオマルハナバチ

セイヨウオオマルハナバチは、温室トマトの授粉のための農業資材として導入されましたが、在来マルハナバチとの競合や、野生植物の繁殖阻害など、生態系に被害を及ぼすおそれがあることから、今年の9月に特定外来生物に新たに指定されました。

この指定に先立ち、環境省ではセイヨウオオマルハナバチを取り扱う関係者に対して8月7日に札幌市で説明会を開催しました。セイヨウオオマルハナバチを使用したい方は逸出防止措置が施されている特定飼養等施設の中で飼養することや、巣箱を適切に取り扱うことが義務付けられています。ハウスの出入り口にネットを二重に展帳することや、巣箱を二重囲いにして運び出すこと、飼養済み巣箱を適切に処理することなど基準を満たしていただく必要があります。

また、特に高山植物等に影響を及ぼすことが懸念されていることから、研究機関やNPO等と協力して、大雪山周辺等においてセイヨウオオマルハナバチの分布状況調査や捕獲作業等を継続的に行っています。



▲ラベンダーの蜜を集めるセイヨウオオマルハナバチ

最後になりましたが、これまでお話しました外来生物に関する取組のまとめとしまして、外来生物被害予防3原則に留意していただき、今後とも外来生物に関するご理解ご協力をお願い致します。

● 外来生物被害予防3原則 ●

1. 「入れない」

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物を日本に入れない

2. 「捨てない」

飼っている外来生物を野外に絶対に捨てない

3. 「拡げない」

野外で既に繁殖している外来生物を他地域に拡げない

EPO北海道



～北海道環境パートナーシップオフィスの取組～

〔EPO北海道は、環境省北海道地方環境事務所と財団法人北海道環境財団が協働で運営する事業です。〕

「環境省北海道環境パートナーシップオフィス」。これが、今年3月13日にオープンした「EPO(エポ)北海道」の正式名称です。環境省では、「環境教育推進法」を踏まえ、「地方環境パートナーシップオフィス」を全国7箇所に設置する計画であり、持続可能な社会の実現のために、NPO/NGO・企業・行政の環境パートナーシップを促進していくことを最大の目的として、その地域にあった事業を展開することとしています。EPO北海道は、道内各地で行った「EPO北海道に何を期待するのか」という前年度の調査結果を踏まえ、主に次の事業を展開しています。

1 意見交換会の開催

前述の調査の結果等を見ても、市民団体からは「ヒト・モノ・カネが足りない」、「行政がやっていることがわかりにくい」、「全道各地に拠点施設をつくってほしい」などの意見があげられていました。そもそも、このような地域の声を聞く機会が無かったのが現状で、各地のニーズを掘り起こすため、意見交換の場を設けます。

2 「環境基本計画」の策定に係る調査

市町村が自ら行う環境施策の基礎として位置づけられる「環境基本計画」。道内ではまだまだ策定している市町村は多くはありませんが、策定自治体の中には「市民参加」を重視し、基本計画策定の作業自体が「市民」と「行政」の協働により行われている事例が見られます。EPOはこういった策定のプロセスを調査・分析して発信していきます。これにより、道内各地域において、各種環境施策の促進や各主体のパートナーシップによる環境保全活動の推進につなげていくことを目指します。

3 CSR活動の調査等(CSR:Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)

企業に環境配慮が求められ、企業の行う環境活動は次第に増えてきています。しかしながら、このような動きは、北海道では大企業段階にとどまっている傾向があります。また、「企業はカネをだす」ということだけではなく、企業や市民団体等がお互いの強みを持ち寄っていくような連携が今後重要となることが予想されることから、CSR活動の調査とその促進を図る取組を行うこととします。

EPO北海道では、「企業の社会的責任と環境コミュニケーションの今」をテーマに、3回シリーズでイベントを開催しています。このうち、第1回「環境報告書を読む会」を、8月24日、北海道環境サポートセンターを会場に、約60人の参加を得て開催しました。

本イベントでは、環境省の瀧口民間活動支援室長による「企業の社会的責任と環境コミュニケーションの今」をテーマにした講演と、北海道を代表する企業2社(北海道電力、北海道ガス)の環境部門担当者から、道内企業が環境に対してどのように考え、どのように行動しているのかを紹介していただきました。これから新たに環境保全活動に取り組んでいこうとする企業の方々にとって、本セミナーで取り上げた事例等が参考になれば幸いです。

なお、第2回目は、「中小企業のCSR活動を考える」をテーマとして9月25日に開催しました。

最終回となる第3回目は、10月下旬、「企業のCSR活動と環境パートナーシップ」をテーマに意見交換会を開催します。



▲「環境報告書を読む会」の様子

環境省北海道環境パートナーシップオフィス(EPO北海道)
〒060-0807 札幌市北区北7条西5丁目5番地3 札幌千代田ビル3F
TEL 011-707-7060 FAX 011-707-7061
E-mail: epoh-webadmin@epohok.jp
ホームページ: <http://www.epohok.jp>

自然公園利用 “リスクと向き合う”

専修大学北海道短期大学 教授 小林 昭裕



自然公園を訪れる人々の目的はさまざまである。多くの人々は、自然の風景、季節の変化、野生の動植物の躍動に魅了される。自然に魅了され、自然の懐に入るならば、自然の猛威に向き合うこともある。そこでは、普段の日常生活と異なり、いくらかのリスクを伴う。

自然の懐に入ろうとする時、誰も、リスクの少ないことを望み、あるいは、心がけ、対応策を考える。しかし、多くの利用者は、自然公園を管理する行政機関や民間団体に、対応策のほとんどを委ねている。これらの組織や機関に任せておけば本当に安全は保障されるのだろうか。別の例をあげるならば、BSE問題が騒がれている最中、日米政府間の取り決めで米国産牛肉の輸入が再開された。最終的に米国産牛肉を食べる判断をし、そしてリスクを負うのは、一般の市民である。

さて、このテーマを考えるきっかけとなった例を紹介したい。一つは、大雪山国立公園、層雲峡の神削壁（小函）^{しんさくへき} 一帯への立ち入り禁止措置である。1987年6月天城岩の崩落によって、国道を通行中の方々が亡くなるという事故が起きた。その結果、現在、安全上の理由から立ち入りが禁止されている。

一つは、世界自然遺産に指定された知床国立公園、カムイワッカ湯の滝での利用制限である。野趣溢れる体験の場として人気のあった場所が、2006年6月、落石の危険性から、「一の滝（入り口から100m程度）」



▲知床国立公園 カムイワッカ湯の滝

より奥の利用が制限された。一つは、ニセコ積丹小樽海岸国定公園、神威岬先端に続く断崖に設置された懸崖式の歩道利用である。眼下に積丹ブルーの海、冬の季節風と荒波に浸食された海岸景観が広がるが、明らかにリスクを肌で感じる場所である。

これらは、いずれも各公園を代表する自然景観、利用体験の場であり、一般利用者が多く訪れている、またはかつて訪れていた場所である。利用規制が導入

される以前から、管理者だけでなく、一般利用者にも少なからずリスクが認識されていた。そのような場所で、突発的な自然現象により、人身事故が起きると、管理者側に責任が求められる



▲大雪山国立公園層雲峡 小函付近

ことが多い。それゆえ、管理者からみれば、リスクを限りなく0%に近づけようとし、一般社会の市民意識も、管理者側にそのような対応を求める。

そのことは、普段の日常生活に関わる公共空間が対象であれば、それは当然のことであろう。しかし、元来、一定のリスクを伴う自然の中に、徒歩で自然の懐深く立ち入る場所にまで、日常生活空間と同じようなレベルの安全性を求めてよいのであろうか。

筆者の2005年知床での利用者意識調査から、利用者は、場所の特性に応じて自己責任として負うべき割合を変える傾向がみられた。利便性の高い空間では自己責任の割合が低く、原始的な特性を持つ場所では自己責任の割合が高い傾向を示した。この結果を見る限り、利用者は場所の特性に応じて、自己責任の割合を捉えている。とすれば、管理手法に見られる二極化、即ち、「リスク0%」と「リスクあり」の二分法的対応は、利用者の受け止め方と乖離している。今のやり方では、ともすれば、安全性を高めるため、場所には不釣合いな頑丈な施設を持ち込み「リスク0%」とするか、それとも、「リスク0%」を技術的に確保できない箇所は、「リスクあり」という理由で立ち入り禁止とせざるを得ない。

自然公園の役割の一つは、原始的体験や自然の脅威と向き合い、自然と対峙し、自らの精神を鼓舞する場でもあると筆者は考えている。あえて、リスクをテーマとしたのは、自然公園という舞台上、自然現象に伴うリスクとどのように向き合うのか、そこに、自然公園利用のありようの根幹の一端が問われているように思えたからである。

アクティブレンジャーが大活躍

上士幌自然保護官事務所 自然保護官 寺内 聡

上士幌自然保護官事務所は、平成17年5月まで自然保護官1名の体制でしたが、同6月にはアクティブレンジャー（以下AR）が配置され、平成18年4月には自然保護官が2名に増員され、現在3名で業務を行っています。当事務所は、日本最大の国立公園である大雪山国立公園のおよそ半分を管轄し、さらにタンチョウやシマフクロウ、オジロワシ、オオワシといった希少野生生物保護については十勝地方全域をフィールドにしています。3名体制になってやっと、この広大な面積での多様な業務をこなす体制が整ったということです。

自然保護行政は、みずから足を運び、フィールドを見ることが非常に重要です。しかし、自然保護官だけでは広い管内をくまなく見ることは困難です。そこで、



▲ニペソツ山より
見渡す限りが国立公園の管轄区域である。

ARが大活躍してくれています。業務は、登山道の巡視と利用者指導、シマフクロウ営巣地の巡視、外来生物の防除、観察会での自然解説など多岐にわたります。

当事務所のARは、日本全国、世界各地を歩き、走り、漕ぎ、泳ぎ、そして滑りまわっているつわもので、フィールドでの能力、視点などには信頼がかけられます。



▲巡視を行うAR
自然保護は現地を知ることから始まる。



▲シマフクロウの幼鳥
ひがし大雪は希少野生動物の宝庫。

あなたが国立公園に出かけたとき、ARが巡視活動をしているかもしれません。見かけたら気軽に声をかけて、何か変わったことがあれば伝えるなど、協力をしてあげてください。

●[ARの活動については、北海道地方環境事務所HP (<http://hokkaido.env.go.jp/>)の「アクティブレンジャー日記」(右下パネル)にてご覧いただけます]

マリモからの教訓

阿寒湖自然保護官事務所 自然保護官 戸田 知美

今年の夏、阿寒湖において特別天然記念物に指定されている「阿寒湖のマリモ」が違法採取されたような跡が多数発見された。

現場は阿寒湖南東部、雄阿寒岳ふもとの温泉が湧く小湾で、マリモ糸状体が湾内に厚く堆積している遠浅の水域である。この小湾では一般に知られている球状マリモも少数ながら見られ、糸状から球化までのマリモの成長過程を確認できる学術的にも重要な場所といえる。通常、湖底のマリモ表面は波動に均されて平坦になっているが、発見時、人為的にタモ網のような道具で湖底を剪断したような痕跡が確認された。今まで釧路市教育委員会による調査が行われていたが、今回のように明らかな湖底形状の異変は観察されていなかった。その状態から、魚類や鳥類などの活動によって生じたものとは考えがたく、人為的な行為である可能性が高いと判断された。



▲湖底の様子

阿寒湖は、平成17年11月、ラムサール条約湿地となっただけである。従来の条約湿地は水鳥の生息地とし

て重要な湿地が主体だったが、今回登録された条約湿地には様々なタイプの湿地が含まれ、阿寒湖については、マリモをはじめとする藻類他希少な魚貝類など、阿寒湖周辺の生態系の持つ価値が評価されて登録に至った。また、阿寒湖の観光資源や文芸のモチーフとして人々の生活と深く密接にかかわってきたマリモは、阿寒湖に限らず国内の多くの湖沼で減少しており、現在では、レッドリストにおいて絶滅の危険性が最も高い絶滅危惧I類に分類されている。

今回の事件は地域の人々や関係者にとっても大きな衝撃だったが、今後の受け止め方如何で、阿寒湖の生態系や地域の人々の生活に影響が及ぶ可能性も否



▲阿寒湖小湾の遠景

定できない。関係する全ての人々が、あらためて、それぞれの立場から阿寒湖の希少な自然環境の保全とその賢明な利用(ワイズユース)について考えるきっかけになればいいと切に思う。

※マリモ:淡水湖沼の底で岩などに付着せずにマット状の軟らかい固まりになって生育する藻類で、球形の集団を形成するのは阿寒湖のマリモだけである。



北海道地方環境事務所
所長 浅野 能昭

7月19日付で北海道地方環境事務所長を拝命しました。前職は、神奈川県葉山町の(財)地球環境戦略研究機関(IGES)で淡水資源管理プロジェクトを担当していました。

北海道勤務は、道東の川湯温泉にあった阿寒国立公園管理事務所(当時北海道の国立公園全体を所管)以来、18年ぶり2度目になります。当時は、釧路湿原が28番目の国立公園として指定される一方、知床国有林伐採問題など、まだまだ自然保護上の問題が数多くあった時代でした。今や知床は世界自然遺産に登録され、釧路湿原やサロベツ原野では自然再生事業が開始され、また各地で地球温暖化防止対策のためのバイオマスエネルギーの検討が進められているなど、北海道の環境行政の着実な前進を実感しています。

さて、当事務所は、昨年10月新たに環境省の地方支分部局として設置されたもので、自然環境の保全に加え、地球温暖化防止対策、廃棄物・リサイクル対策、環境教育など、北海道に関する環境行政全般を所管しています。

地球環境問題をはじめとする昨今の環境問題を解決して行くためには、小さな環境配慮の積み重ねが重要であり、国の機関、自治体はもとより、企業、住民、民間団体、学識者などあらゆる主体(ステークホルダー)の参画とその協働の推進が強く求められています。

当事務所では、北海道環境パートナーシップオフィス(EPO北海道)をこの3月札幌駅北口に開設するなど、協働の推進に向けた取組を開始しております。また、我が国の国立公園の管理は、従来より行政と地元関係団体等による協働で行われており、そのノウハウを環境行政全体に広げていくことも重要と考えられます。

当事務所はまだスタートしたばかりですが、この協働の推進に積極的に取組み、地に足の着いた持続可能な地域づくり並びに自然環境の保全を推進して参りたいと考えておりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

新 所 長 挨 拶



釧路自然環境事務所
所長 渋谷 晃太郎

釧路自然環境事務所長を拝命しました。

これまでは、自然ふれあい推進室や国立公園課と自然環境局の仕事のほか環境省総合環境政策局の環境教育推進室で、「我が家の環境大臣事業」や「こどもエコクラブ事業」、「学校のエコ改修事業」など環境教育や市民活動支援全般の仕事を行なうなど東京生活が長く続き、久しぶり現地勤務となりました。

北海道とのご縁ですが、20年前に知床国立公園の羅臼に2年間お世話になって以来2度目の北海道勤務となりました。当時は、知床国立公園にたった一人しか管理官がおらず、国立公園の仕事に専念していればよかったのですが、今では仕事の内容、量ともに当時とは格段に増加し、知床国立公園は世界自然遺産に登録され4人のレンジャーがいるなど、隔世の感があります。

釧路管内だけでも、知床世界遺産、釧路湿原国立公園の自然再生事業、シマフクロウ、タンチョウの保護増殖事業など多様で複雑な仕事があり、札幌の事務所ほどではありませんが大変多忙な毎日をご過ごしています。着任早々阿寒国立公園のシンボルとも言える「マリモ」が盗採されるという事件が発生し、早速パトロールの強化を行うなど、職員全員が一丸となって迅速な対応を行いました。これも多くの職員がいればこそできる仕事ではないかとおもいます。

今後は、これまで携わってきた環境教育の経験を生かしながら、各種事業の普及啓発を行い多くの人に理解と協力を求めていきたいと考えております。

また国立公園や野生生物の保全管理は、自治体や、民間団体、パークボランティアの皆さんをはじめ多くの方々の協力なくしては、十分な保全管理や、利用者が快適に楽しめる環境づくりはできません。これまでに培ってきた多くの関係者の皆様とのパートナーシップを大切にさらに充実していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



事業紹介

「海」の国、日本の21世紀を一緒につくりませんか？

特定非営利活動法人 北の海の動物センター 事務局長 小林 万里

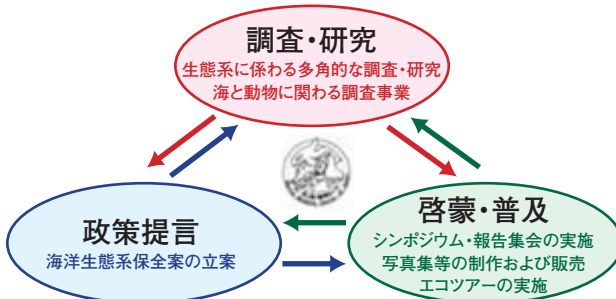
世界は海でつながっている。そして大地（陸）は海に支えられている。私達は、この海があって生きていけます。

「北の海の動物センター」は、主として北方四島および千島列島から北海道沿岸海域を中心に、海の生態系保全の象徴的な動物たち（海生哺乳動物・海鳥など）と人間とが、共生していくための諸活動を行っています。海の動物について多角的に調査・研究すると同時に、その海域の生態系を保全しながら、その沿岸の住民の持続的生活が成り立つような環境整備のための、啓蒙およびエコツアー等を含む産業育成に関する事業を行い、生態系保全とまちづくりに寄与し、地域社会全体の利益の増進を図ることを目的としています。

「海」「動物」「環境」「人間」をキーワードに、21世紀の人間生活のあり方を模索し、海洋環境の保全・動物との共生に着目した活動を目指し、「動物」を通して「海」と「人間」のつながりを探り、「海」の生態系保全の重要性を考慮にいたれた地域住民の生活のあり方を考えます。「調査・研究」「啓蒙・普及」「政策提言」を3つの柱として運営しています。

当団体の活動内容

「海」「動物」「環境」「人間」をキーワードに、21世紀の人間生活のあり方を模索し、海洋環境の保全・動物との共生に着目した活動を目指す。



「北の海の動物センター」の活動内容

● 調査・研究

「北方四島」の生態系に関わる多角的な調査・研究

1999年～2005年までの7年間に9回のビザなし専門家交流の枠組みでの自然生態系調査を実施してきた結果、同地域・海域は極めて高い生物生産性・生物多様性を保持していることがわかってきました。



▲北方四島の海生哺乳類の調査風景

北海道の海生哺乳類（特にアザラシ類）に関わる調査・研究



▲北方四島の海生哺乳類の調査風景

アザラシの行動や生息数調査、アザラシの棲む海洋環境、そして人との関係についてそれぞれ調査を行い、それを持続的漁業と海生哺乳類管理の両立する北海道のアザラシ保全管理策に結びつけることを目標としています。

● 啓蒙・普及

1) 北方四島在住ロシア人・日本国民への啓蒙エクスカージョンおよび交流集会



▲北方四島でのエクスカージョンの風景

北方四島の現地調査の際に、現地の先生や小・中学生にわれわれの調査に参加してもらい、動物調査を実体験してもらおうエクスカージョンや、動物の生態や生態系についてわかりやすく話をする交流集会を実施しています。

報告集会あるいはシンポジウム

北方四島を知ってもらう報告集会やシンポジウム企画・実施しています。

2) 北海道の海生哺乳類に関する啓蒙活動

シンポジウムの開催

海生哺乳類を知ってもらうためのシンポジウムやトドやアザラシの生息地や被害の実情を視察するためのエクスカージョン、北海道におけるアザラシを取り巻く環境や人とアザラシの関係を考えるための地域会議などを企画・開催しています。

● 政策提言

「調査・研究」や「普及・啓蒙」活動で得られた成果や皆さんの声を、実際の政策に取り入れることができるように働きかけを行っています。

当団体に少しでも興味を持ったなら、ボランティア調査員への参加やシンポジウム等のイベントへの参画によって、私達の活動を見て体験して下さい。

今後、私達のこれらの活動を通じて、ひとりでも多くの人に、「海」を通して「人の輪、知恵の輪、活動の輪」が広がっていくことを願っています。

■問合せ先 〒093-0084 網走市向陽ヶ丘3丁目1番22号
特定非営利活動法人北の海の動物センター
TEL:090-8271-4973 FAX:0152-43-6882

10月~12月のEVENT Information

現時点では日程が未確定なものや、日時・場所が変更される場合がありますので、それぞれの連絡先に直接お問い合わせください。

羽幌自然保護官事務所から ☎0164-69-1101
 ■10月28日(土) ウミガラス羽幌報告会
 実施場所:サンセットプラザ羽幌

東川自然保護官事務所から ☎0166-82-2527
 ■10月 8日(日) 自然観察会
 実施場所:美瑛町望岳台から吹上温泉

上士幌自然保護官事務所から ☎01564-2-3337
 ■10月23日(月)~26日(木)
 然別湖におけるウチダザリガニ防除(第2回)
 ■11月17日(金) タンチョウフォーラム
 実施場所:帯広百年記念館

川湯自然保護官事務所から ☎015-483-2335
 ■11月 4日(土) 10:00~ 子どもパークレンジャー
 「みんなの遊歩道を直しちゃおう!」
 実施場所:川湯エコミュージアムセンター周辺
 ○連絡先:子どもパークレンジャー東北道事務所
 川湯エコミュージアムセンター内
 (☎015-483-4100)

環境対策課から ☎011-251-8702
 ■11月11日(土)~12日(日) 「3R推進北海道大会2006」
 実施場所:札幌エルプラザ
 ■11月12日(日)~14日(火)
 「第9回化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する国際シンポジウム」
 実施場所:釧路市観光国際交流センター
 ■12月 5日(火) 「地球温暖化対策市民セミナー」
 実施場所:旭川市民文化会館

層雲峡ビジターセンターから ☎01658-9-4400
 ■10月 1日(日) 健康のための体力づくり「山下り健康法」
 実施場所:黒岳5合目
 ■10月 7日(土)・14日(土)・21日(土)・28日(土)
 大雪山の自然スライド上映会
 実施場所:層雲峡ビジターセンター
 ■11月28日(火)~12月4日(月) 大雪山山情報写真展
 実施場所:NHK旭川放送局ギャラリー

支笏湖ビジターセンターから ☎0123-25-2453
 ■10月 8日(日)・11月5日(日) 支笏湖公園線ハイキング
 実施場所:支笏湖畔から第一発電所
 ■10月15日(日) 紋別岳ハイキング
 実施場所:支笏湖畔から紋別岳

財田自然体験ハウスから ☎0142-82-5999
 ■10月 8日(日) 燻製を作る
 ■11月 4日(土) お花炭を作る
 ■12月17日(日)、23日(土)、24日(日) クリスマス飾り作り
 実施場所:財田自然体験ハウス

ウトナイ湖野生鳥獣保護センターから ☎0144-58-2231
 ■10月22日(日) ガン・カモ・ハクチョウウォッチング
 ■11月 3日(祝) 市民水鳥探鳥会
 ■11月12日(日) めざせ!ハクチョウマスター
 実施場所:ウトナイ湖野生鳥獣保護センター周辺
 ■12月10日(日) 小鳥の巣箱作りに挑戦!
 実施場所:ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

阿寒湖エコミュージアムセンターから ☎0154-67-4100
 ■10月15日(日) アメマス産卵遊上観察会
 ■11月(未定) クラフト作成体験会
 ■12月10日(日) ポッケの森をネットで護ろう
 (エゾシカ樹皮はぎ対策)

川湯エコミュージアムセンターから ☎015-483-4100
 ■10月 9日(月) 西別岳~摩周第一展望台縦走(予定)

温根内ビジターセンターから ☎0154-65-2323
 ■10月22日(日) 10~12時 秋の湿原ハイク
 ■11月 5日(日) 13~15時 木の葉を使ったいろいろ工作
 実施場所:温根内ビジターセンター周辺
 ■12月10日(日) 13~15時 リースをつくろう
 実施場所:温根内ビジターセンター

塘路湖エコミュージアムセンターから ☎015-487-3003
 ■10月21日(土) 10~12時 秋のフィールドウォッチング
 実施場所:塘路湖エコミュージアムセンター周辺
 ■10月15日(日) 13~15時 バードカービング講座(1回目)
 ■11月19日(日) 13~15時 バードカービング講座(2回目)
 ■12月17日(日) 13~15時 バードカービング講座(3回目)
 ■11月11日(土) 13~15時 バードハウスを作ろう
 ■12月10日(日) 10~13時 松ぼっくりでツリーを作ろう
 実施場所:塘路湖エコミュージアムセンター

EPO北海道から ☎011-707-7060
 ■10月31日(火) 意見交換会
 「企画のCSR活動と環境パートナーシップ」
 実施場所:札幌エルプラザ

石綿健康被害救済法

Q

石綿により健康被害を受けた場合、法律に基づき国に申請し認定されると救済を受けることが出来ると思いますが、どのような場合に申請ができ、認定された場合どのような救済を受けることができるのですか？

A

- 石綿健康被害救済法により申請ができるのは4つの場合で、認定された場合の救済内容は次のとおりです。
- ①現在療養中の場合、認定されると、本人に療養手当(103,870円/月、有効期間は5年、治癒の可能性がないときは更新可能)が給付。
 - ②法施行日(平成18年3月27日(月))前に死亡した場合、認定されると、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹で死亡当時生計を同じくしていた者)に特別遺族弔意金(280万円)及び特別葬祭料(19万9千円)を給付されます。なお、請求期間は法施行日から起算して3年間です。
 - ③認定後死亡した場合または④申請を行い、認定前に死亡した場合、その遺族に葬祭料(19万9千円)及び救済給付調整金(被認定者に既に支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔意金(280万円)の額に満たないとき、その差額)が給付されます。救済給付調整金の請求期間は法施行日から起算して2年間です。

なお、法施行日以降、本人が認定申請を行わず死亡した場合は本制度の給付の対象となりませんので注意して下さい。申請の受付は、環境省北海道地方環境事務所、または最寄りの保健所で行っています。

北のいきもの事典

「ヒグマ アイヌ語名:キムンカムイ」

山に入るとき、必ず頭をよぎるのがヒグマのこと。北海道の山岳地はヒグマの生活圏内、特に大雪山はヒグマの棲息が多い地域です。

誰しも突然の出会いは遠慮願いたいと思っているのではないのでしょうか。

8月上旬、上川町内の高原温泉沼巡りコース入り口にある、ヒグマ情報センター職員より、「今年はヒグマの目視確認個体数が多い。」との情報がありました。早速現地に行くと、その日に5頭の個体を確認しました。どの個体も採食のために開けた草地に出てきた様子。その姿は筋肉が盛り上がり、引きしまった体つきで採食しながら次々と移動していき動きも速かったです。双眼鏡でみても、山の王者の貴禄が十分に伝わってくる迫力がありました。

ヒグマは、北半球に広く分布しており、ホッキョクグマの次に体が大きく、体長が約2m、体重は約200~300kgもあり、日本最大の陸上食肉類です。体色は黒色から明るい茶褐色まで様々な食生態は雑食性でなんでも食べ、フキやセリ科の草をはじめ草本類、木や草の実、アリやハチを好んで食べます。1日の行動は、採餌・移動徘徊・休息などを昼夜の別なく行い、体つきに



▲コース上から双眼鏡で見たコマ。こちらを嗅覚と聴覚で確認しています。

※写真提供:ヒグマ情報センター

似合わず敏捷で、木登りや水泳も得意です。感覚は嗅覚・聴覚が良く発達していますが、視覚は遠くの物はよく見えないと言われています。

普通ヒグマは鋭い嗅覚と聴覚で、強敵を発見すると遭遇しないよう行動するので、大抵私たち人間が気付く前にヒグマが避けてくれます。それでもヒグマの棲息地に入る以上、われわれ人間もヒグマに出会わないように鈴などを鳴らし人間の存在を知らせ、食料の不始末がないことや、ヒグマに関する情報を収集するなどの行動をとる必要があります。

今回行った沼巡りコースは、ヒグマの高密度棲息地と自然探勝歩道が重複する地域です。ヒグマ情報



▲2頭並んで歩いていることもあります

センターの専門スタッフが、常日頃からヒグマの動静について徹底した監視活動による情報収集を行い、適切な情報提供や利用指導・注意喚起を

しています。利用者は入山前にスタッフからレクチャーを受けることが義務づけられており、保護と利用が成り立っています。

ここに来ると、人間と野生動物の関わり方や距離感について学ぶことがたくさんあります。

上川自然保護官事務所 自然保護官補佐 大久保 智子

人事異動

()は旧職名

7月10日付

- 総務課課長補佐
遊佐 秀憲 (大臣官房政策評価広報課環境対策調査官)
- 自然環境局総務課国民公園専門官へ
秋吉 利彦 (総務課課長補佐)

7月19日付

- 北海道地方環境事務所長
浅野 能昭 ((財)地球環境戦略研究機関上席研究員)
- 釧路自然環境事務所長
渋谷 晃太郎 (総合環境政策局環境教育推進室長)
- 中部地方環境事務所長へ
青山 銀三 (北海道地方環境事務所長)
- 自然環境局野生生物課長へ
星野 一昭 (釧路自然環境事務所長)

9月1日付

- 国立公園・保全整備課長
宇賀神 知則 (自然環境局野生生物課課長補佐)
- 自然環境局総務課課長補佐へ
奥山 正樹 (国立公園・保全整備課長)

10月1日付

- 洞爺湖自然保護官事務所
鈴木 祥之 (松本自然環境事務所立山自然保護官事務所)
- 関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課へ
木住野 泰明 (洞爺湖自然保護官事務所)
- 釧路自然環境事務所羅臼自然保護官事務所
若松 徹 (東北地方環境事務所十和田自然保護官事務所)
- 松本自然環境事務所立山自然保護官事務所へ
岸 秀蔵 (釧路自然環境事務所羅臼自然保護官事務所)
- 釧路自然環境事務所釧路湿原自然保護官事務所
露木 歩美 (自然環境局国立公園課)
- 東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所へ
山本 豊 (釧路自然環境事務所釧路湿原自然保護官事務所)

編集後記

私は、今年の4月から環境省に勤務となり、初めての仕事で、国立公園のことや野生生物のことなど戸惑うことが多く、広報誌の編集もその一つでしたが、今後とも広報誌の発行に当たり、皆様に親しまれ、楽しく読んでいただけるよう努めて参りますので、よろしく願いいたします。(モ)

発行：環境省

北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9階

TEL (011) 251-8700・FAX (011) 219-7072

http://hokkaido.env.go.jp/

釧路自然環境事務所

〒085-8639 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

TEL (0154) 32-7500・FAX (0154) 32-7575